

下戸田創庫稽古場利用規約

第1条 使用目的・使用時間

1. 一時的に稽古場として使用する目的で貸し出すものです。居住用、集会用、物品保管用など稽古場以外の目的で使用することはできません。
2. 使用可能な時間は次の通りです。
 - ・使用時間 9:00～21:00
(※音出しは19:00までで終了願います。)
 - 21時以後の使用は近隣からの苦情につながりますので、絶対に避けてください。21時に完全退館をお願い致します。
3. 使用時間は、利用申込書の記載に従います。
4. 鍵の取り扱いは、次の通りです。

稽古場(建物)の鍵について、使用日初日の解錠と最終日終了時の施錠は弊社が行います。それ以外の使用期間中は使用者に鍵を貸し出しますので、使用者が解錠施錠を行ってください。
5. 清掃・備品補充については次の通りです。

原則1棟貸しの性質上、清掃と管理も借主様でお願いします。清掃用具は備え付けてあります。

第2条 使用料金

1. 使用料金は、別表【使用料金】のとおりです。
2. ゴミ処理について。

排出されるゴミ(飲食物の空容器等 45ℓのゴミ袋1ヶ900円)の処理等は、使用料金とは別に発生します。

飲食物の空容器は分別してください。飲食物の空容器以外は受け付けませんので大道具類の木片、リノリューム、釘類、ガムテープ、塗料スプレー類、塗料缶などは使用者の側で責任を持ってお持ち帰りください。
3. 電気代は、別表【電気代】の通り実額による清算で行います。
4. 車両の駐車は稽古場敷地内であれば無料です。

第3条 申込みと承認

1. 稽古場の使用を希望する者は、所定の「利用申込書」に必要事項を記入、押印の上、弊社に提出してください。
2. 利用申込書の提出方法は、FAXまたはメールのいずれかとします。
3. 申込書を提出した時点でご予約(仮も含む)が完了となります。
4. 弊社の判断で使用をお断りする場合もあります。その場合、弊社は使用をお断りする理由を開示・説明する義務を負いません。

第4条 使用料金の支払いと使用契約の成立

1. 使用料金は申込み後3日以内(金融機関営業3日以内)までに、弊社が指定する銀行口座に振り込んでください。振込手数料は使用者の負担となります。
2. 上記期限までに使用料金が振り込まれなかった場合、使用契約は自動的に解約となります。
3. 予約が無効になった後、あるいは契約が自動的に解約となった後に再度使用を希望する場合は、改めて利用申込書を提出してください。但し、弊社の判断で再提出を不要とした場合はこの限りではありません。

第5条 禁止事項

使用者は、次の各号の事項をしてはなりません。

- (1) 使用权を第三者に譲渡または転貸
- (2) 使用目的を逸脱する全ての行為
- (3) 騒音、振動、異臭など近隣に迷惑を及ぼすおそれのある行為
- (4) 火災や爆発のおそれのある物品の持ち込み
- (5) 本件建物を増改築・改造したり、建物内の備品などを汚損・破損・滅失したり、形状を変更する一切の行為

第6条 反社会的勢力の排除

使用者は、自身並びにその役職員が、現在又は将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、その他これらに類する反社会的勢力に属さないこと、並びにそれらに属する者を本件建物内に入場させないことを誓約するものとします。

第7条 契約解除

使用者が以下の各号に該当する場合、弊社は、無催告で直ちに、予約を取り消し、又は使用契約を解除することができるものとします。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 利用申込書に虚偽の記載があった場合
- (3) 仮差押え、差押え、若しくは仮処分の執行を受け、又は会社整理、会社更生、民事再生、破産等の手続き、又は銀行取引停止処分を受けた場合
- (4) 使用状態が適正を欠く場合
- (5) 使用料金の支払いを怠った場合
- (6) その他本規約に違反する場合

第8条 解約及びキャンセル料

1. 使用者が使用契約の成立後に解約を希望する場合は、速やかに弊社に申し出てください。
2. 使用契約が自動的に又は使用者の申し出により解約となった場合、解約日に応じて、弊社は別表【キャンセル料】に定めるキャンセル料金を使用者から徴収します。
3. 使用契約が自動的に又は使用者の申し出により解約となり、弊社が使用料金等の全部又は一部を使用者に返金する場合、振込手数料を控除した金額を送金します(振込手数料は使用者の負担とします)。
4. 使用契約が成立したものの、使用者が3日以上使用を開始しない場合、弊社から使用者に対し適宜の方法で連絡します。利用申込書に記載の連絡先に連絡しても連絡が取れない場合、又は、弊社からの連絡に対し、使用者が3日以上使用しない合理的な理由を述べない場合は、使用者の申し出により解約したものとみなします。
5. 仮予約の場合も同条件でキャンセル料は発生します。

第9条 使用契約の終了

1. 使用契約は、契約期間の満了、使用者からの解約、弊社からの解除(使用取消)によって終了します。
2. 火災、地震等の天災害によって本件建物の使用が不可能になった場合、使用契約は当然に終了します。

第10条 原状回復

1. 使用者は、契約が終了したときは、契約の終了の日までに、本件建物及び敷地内に設置ないし保管した諸造作、設備及び物件を自己の費用によって除去し、破損箇所及び仕様変更箇所については自ら使用開始時の状態に回復のうえ明け渡さなければなりません。
2. 使用者が本件建物や建物内の備品などを汚損・破損・滅失したり、形状を変更したりしたにもかかわらず、自ら原状回復しない場合、弊社は自らの費用で原状に回復し、その費用を使用者に請求します。
3. 使用者は、本契約終了に伴う明け渡しに際し、名目の如何を問わず、弊社に対し何らの請求もしないことを確約するものとします。
4. 契約終了後も物件の除去、明け渡しなどの原状回復が完了しない時は、使用者は、契約終了後、明け渡し・原状回復が完全になされるまでの間、使用料金の2倍相当の損害賠償を弊社に支払う義務があるものとします。なお、この場合の使用料金は、明け渡し等までの日数にかかわらず、通常の使用料金で計算するものとします。

第11条 免責事項

使用期間中の怪我、事故、滅失等の管理責任は全て使用者が負い、弊社は損害賠償その他一切の責任を負いません。それらの事態が生じた場合は、使用者が自らの責任で管理・解決をしてください。

またネズミや害虫の駆除作業は弊社で行っておりますが、万が一何らかの損害等が発生したとしても、弊社は一切責任を負いません。

第12条 裁判管轄

本契約に関する権利義務について使用者と弊社との間で紛争が生じた場合は、弊社の本社所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄とします。